

医ケア児の通学支援、始動

京都市と府が協同で



ヘルパーと共にタクシーに乗る創志君

京都市で昨年末から、タクシーなどを利用した保護者同行なしの医療的ケア児（医ケア児）の通学が始まった。京都府の特別支援教育就学奨励費を予算に充てることで市は、通学支援制度を府との共同事業として実現した。全国的な取り組みへの追い風となりそうだ。（関西支局・和田依子）

「行っています」

1月16日朝8時40分。小学6年の金野創志君は、介護ヘルパーと共にタクシーに乗り込み、見送る母親の沙織さんに、元気に手を振った。

の助手席から、タクシーの後部座席での移動へ。まだ戸惑いがあるようで、「少し緊張している」と話した。創志君は、喉に気管切開のカニユーレを装着する医ケア児。昨年未から通学支援制度を使い、沙織さんの同行

なしで、京都市立北総合支援学校への登校を始めた。「ヘルパーさんとの関係も近くなり、子どもが自分から痰の吸引をお願いするようになりました」。沙織さんは、創志君の小さな成長に目を細めた。

保護者の負担減

2021年秋施行の医療的ケア児支援法は、ケアラーである家族の負担を軽減し、離職を防ぐことも目的に、誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を目指している。

保育士として週3回ほど勤務する沙織さんは「自由に使える時間が増えるのはありがたしい。ごもにとつてもいろいろな人と関わりを持ついい経験になると思います」と話す。痰の吸引などの恒常

的な医療行為が不可欠な医ケア児は、全国で約2万人。京都市内四つの総合支援学校に在籍する医ケア児は73人。うち約8割が安全が確保できないとしてスクールバスに乗れず、保護者が毎日、自家用車などで送迎している。京都市では財政難もあり制度の整備が遅れたが、法の施行を追い風に、京都府と連携して昨年12月から順次運用が始まった。

制度の周知を

京都市では、支援学校に在籍する児童、生徒が登下校時、タクシーや福祉タクシーなどの車両に看護師、介護ヘルパーが同乗し、週に往復2回（片道4回）利用できる。近畿では大阪府（回数の上限なし）を除くと、滋賀県（年10回）、神戸市

（月に数回）、奈良県（年24回）に比べて手厚い。課題は協力してくれるタクシー事業者や訪問看護事業所が少ないことだ。

医ケア児家族らによる任意団体「京都の医療的ケアを考える会（KICK）」の神農三菜子会長は昨年末、市の教育委員会が実施した懇談会の中で、「この懇談会の中で、子どものケアに追われ、自分たちで事業所を探すのが大変だった。福祉タクシー、訪問看護事業者、ヘルパー事業所に対して、制度の周知をしてほしい」などの要望を挙げた。

市教委指導部総合育成支援課の大塚裕朗・担当課長は、「しやくし定規に考えず個々の状況を聞き取りながら、利用につなげられるよう知恵を絞りたい」と話した。

京都市立北総合支援学校へは初め。独自色を言いつける

福祉新聞 1/31